

病院・診療所向け

オンライン資格確認等システム

運用マニュアル

■ 令和5年6月2日 2.40版

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services
公益社団法人 国民健康保険中央会
All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和2年7月31日	β版	
令和2年11月30日	初版	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・対象者別（病院・診療所、薬局）に「運用マニュアル」を作成
令和3年1月21日	1.01版	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章に「本書の改訂について」を追加 ・マイナンバーカードでの本人確認手順の記載において、「暗証番号」の用語定義内容を変更 ・関連文書の名称変更に伴い、本文中の当該文書名を変更 ・関連文書の新規追加に伴い、本書の位置付け全般を更新 ・第6章④「電話」にお問い合わせ先電話番号を追加し、営業時間を更新
令和3年3月4日	1.10版	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・第2章A(7)「患者情報の取り込み」に「レセプトコンピュータ用端末の操作」をコラムとして追加
令和3年7月2日	1.20版	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章に「資格確認結果の取扱い・留意事項」を追加 ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新
令和3年8月25日	1.30版	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認端末で医療情報を閲覧できる仕組みの実現に伴う修正 ・第2章「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（初回登録）が未実施の場合」に留意事項を追加 ・第2章「病院・診療所が受領する電子レセプトに関する連絡内容」に記載の注釈の軽微な修正
令和3年10月27日	1.40版	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章④厚生労働省HPに保険者別の特定健診情報・後期高齢者健診情報のデータ登録状況が掲載されたことに伴う内容の修正 ・第3章（2）同上
令和3年12月20日	1.50版	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章（2）②照合番号（B）がロックされた際の対応について、内容を追記 ・第5章の質問と回答について、内容を追記
令和4年3月31日	1.60版	・第5章「概要」文中のマニュアル名称を修正
令和4年6月30日	1.70版	・診療情報を閲覧する機能の追加に伴う内容の更新
令和4年8月31日	1.80版	・電子処方箋管理サービスの運用を追記（電子処方箋管理サービス運用マニュアルβ版）
令和4年11月25日	1.90版	・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和4年12月22日	2.00版	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章に「重複投薬等チェックの結果の主な表示項目」を追加 ・第3章に「注意事項 処方箋情報登録時の枝番の取扱いについて」を追加 ・第5章の質問と回答について、内容を追記・修正
令和5年1月25日	2.10版	・第5章に「その他 よくある質問」を追加し、セキュリティインシデントの発生が疑われる場合の対応等について追記。
令和5年3月8日	2.20版	・顔認証付きカードリーダーの画面追加（手術情報）に伴う内容の追記
令和5年4月18日	2.30版	・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和5年6月2日	2.40版	・第5章の質問と回答について、内容を修正

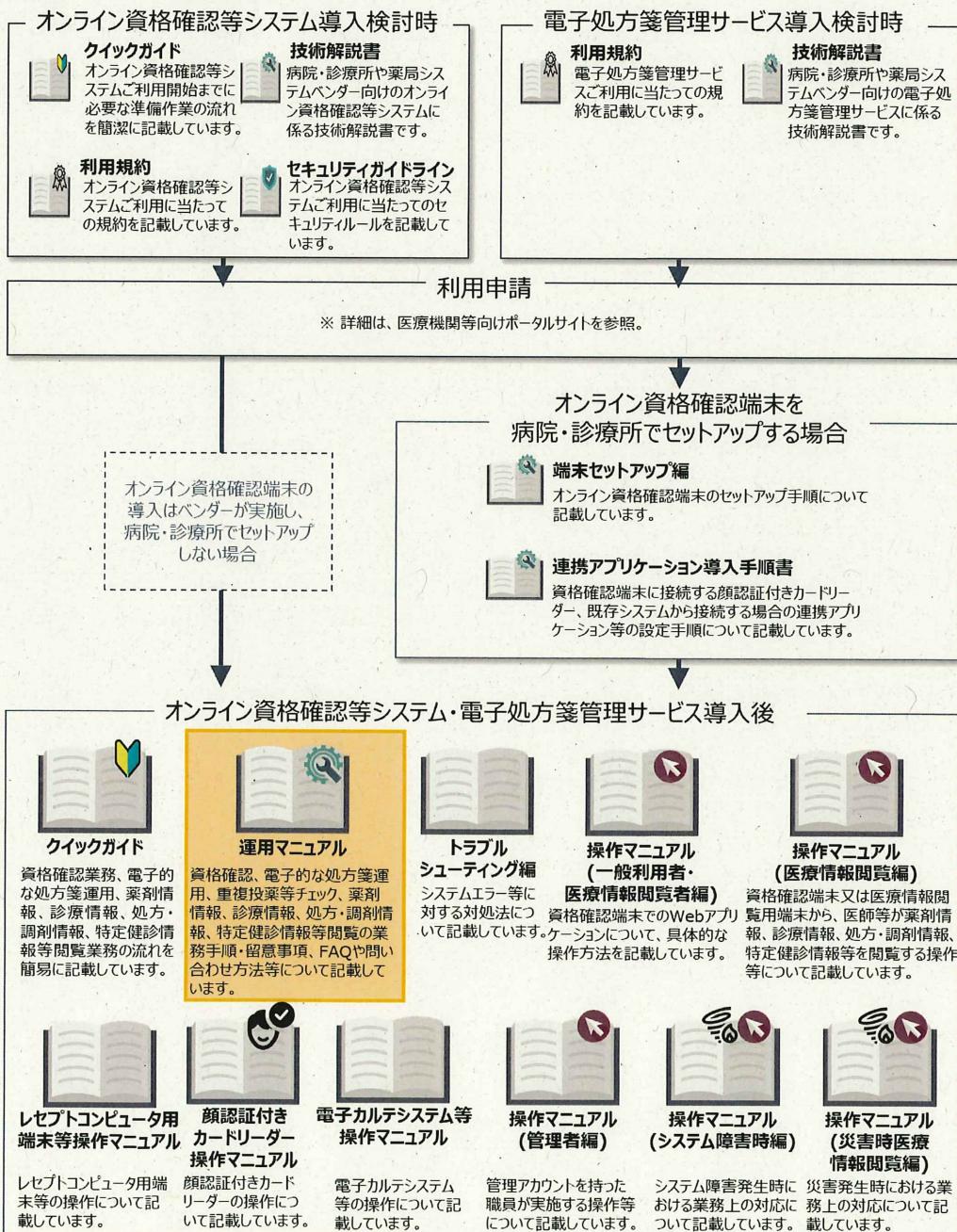
目次

本書の位置付け	4
第1章 はじめに	5
第2章 オンライン資格確認	10
第3章 処方箋の発行・調剤結果の取得 (電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け)	37
第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等の閲覧	45
第5章 困った時には	49
第6章 お問い合わせ	68
参考資料	70

本書の位置付け

本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスを導入した病院・診療所の受付担当者や医師・歯科医師（以下「医師等」という。）向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」、「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」や「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」、災害時の対応について知りたい場合は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご確認いただくなど、必要に応じて各ドキュメントをご参照ください。

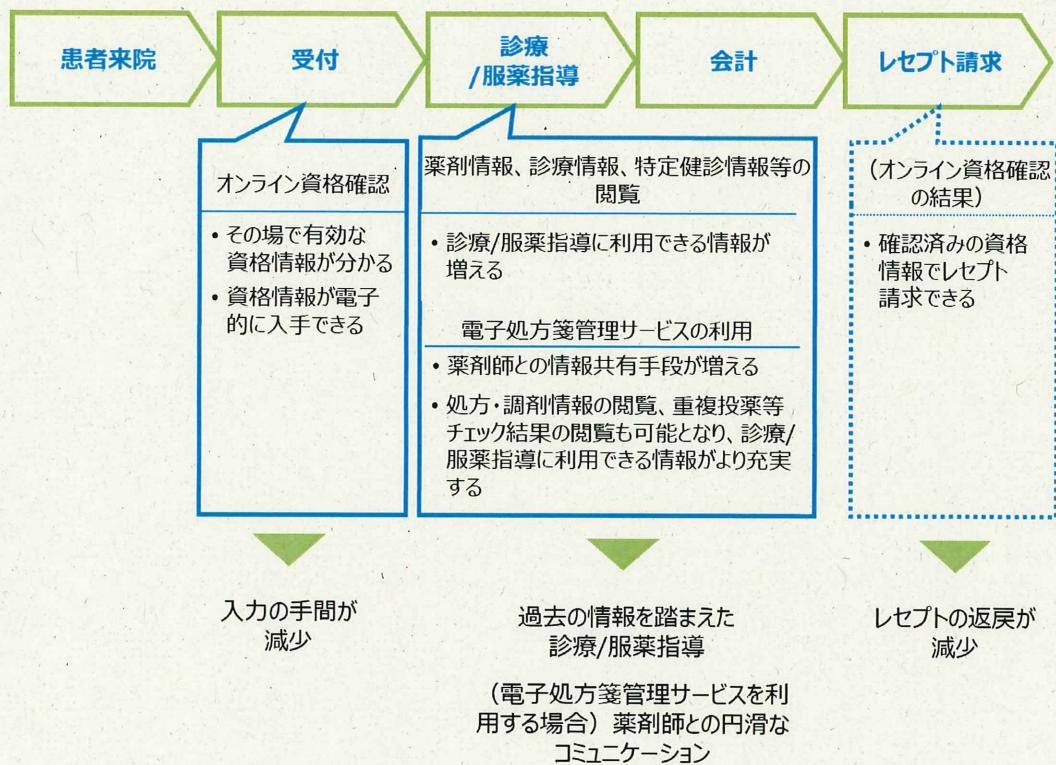


第1章 はじめに

オンライン資格確認・電子処方箋導入のメリット

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスを導入することで、主に以下のとおり業務が変わります。

なお、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスは 24 時間 365 日いつでも利用可能です。



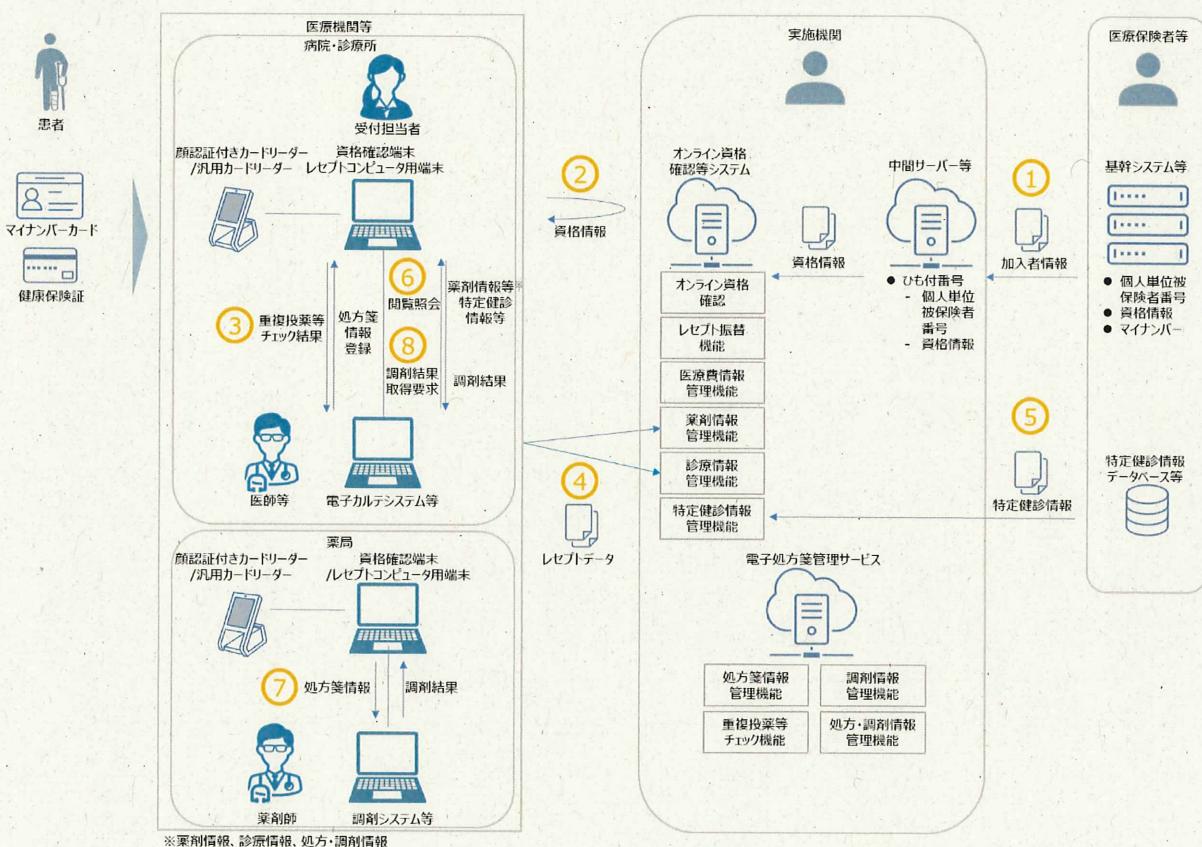
受付においては、受付担当者がオンライン資格確認を行えるようになります。オンライン資格確認とは、患者の有効な公的医療保険の資格をその場で電子的に確認できる仕組みであり、資格情報入力の手間を削減します。また、オンラインで有効な資格情報を確認した上でレセプト請求が可能になることから、レセプト返戻の削減が期待されます（レセプト振替機能については公費負担及び高額療養費該当等以外の電子レセプトが対象です。）。

診療/服薬指導においては、診察室等で薬剤情報、手術情報を含む診療情報（以下、「診療情報」という。）、特定健診情報等を閲覧できるようになるため、過去のこれらの情報を踏まえた診療/服薬指導が可能になります。

さらに、電子処方箋管理サービスを導入することで、重複投薬・併用禁忌のチェック（以下、当機能を「重複投薬等チェック」という。）を行うことができ、重複投薬・併用禁忌の薬剤の処方の防

止が可能となります。診療/服薬指導時には、処方・調剤情報を閲覧することができるようになるため、処方・調剤情報を踏まえた診療/服薬指導が可能になります。処方・調剤情報は、レセプト由来の薬剤情報と異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに登録した処方情報、調剤した薬剤の情報を基にしており、登録の都度データとして反映されるため、より最新の情報に基づいた診療/服薬指導が可能です。また、電子的な処方箋の運用により、薬剤師との情報共有が効果的に行えます。

オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービスの全体像



① 資格情報の登録

医療保険者等は個人単位の加入者情報（資格情報を含む）を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

② 資格情報の照会

病院・診療所は、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカードによる資格確認の際には、カードのICチップに格納された利用者証明用電子証明書^{※1}を利用します。

※1 マイナンバーカードのICチップに格納された、「利用者本人であること」を証明する電子証明書です。有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。

③重複投薬等チェック結果の確認・処方箋情報の登録

医師等は、処方箋の登録前に重複投薬等チェック結果を確認します。患者が受付時に同意した場合は、関連する過去の処方・調剤情報も閲覧できます。チェック結果を確認の上、電子処方箋管理サービスに患者の処方箋情報を登録します。

④薬剤情報・診療情報の抽出

オンライン資格確認等システムでは、毎月 5~10 日までに受け付けたレセプトから薬剤情報・診療情報が一括して 11 日の朝までに抽出されます。11~12 日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。

⑤特定健診情報等の登録

医療保険者等は、個人単位被保険者番号^{※2}を含む特定健診情報等を登録します。健診受診年度の翌年度 11 月 1 日までに全保険者が法定報告を実施し、報告された特定健診情報等がオンライン資格確認等システムに登録されます。法定報告が行われるまでに、保険者によっては実施された特定健診の情報が順次登録される場合もあるため、個人ごとに特定健診情報等の表示時期が異なる場合もあります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

※2 被保険者証記号・番号（世帯単位）に 2 枠の被保険者証枝番がついた番号です。

⑥薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等の閲覧

患者が受付時に同意した場合、診察室等の電子カルテシステム等の端末やセキュリティ基準を満たした閲覧用端末及び資格確認端末から薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等を閲覧できます^{※3}。

※3 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為のは止がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、実施機関は報告等の提出を求めることがあります。詳細は「オンライン資格確認等システム利用規約」第 25 条、第 26 条、「電子処方箋管理サービス利用規約」第 24 条、第 25 条を参照してください。

⑦処方箋の取得・調剤結果の登録

薬剤師は、電子処方箋管理サービスから患者の処方箋情報を取得し、調剤を行い、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。

⑧調剤結果の取得

医師等は、電子処方箋管理サービスに登録された自医療機関の調剤結果を取得し、調剤結果及び薬剤師からの伝達事項を確認します。

運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスの運営に関するお知らせは医療機関等向けポータルサイト^{※1}に掲載されます。資格確認端末を使用している場合、オンライン資格確認等システムのログイン時にお知らせがポップアップにて表示されます^{※2}。日々お知らせをご確認ください。災害時や緊急時のお知らせは、医療機関等向けポータルサイトのほか、メールにてお知らせいたしますので併せてご確認ください。

※1 医療機関等向けポータルサイト

URL: <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

二次元コード



※2 各病院・診療所個別のお知らせは資格確認端末にて通知します。

本書の改訂について

本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスを導入した病院・診療所において、業務理解のためにご利用いただくことを想定し作成しています。内容に変更があった場合は、適宜改訂を行う予定です。